第98号様式（第28条，第120条，第123条，第125条，第129条関係）

生　産　物　処　理　票　（記載例）

平成15年4月25日　　No．21

命令者	印	出納員等	印			係	印	出納簿記帳	印

生産の部	品名	生産の基礎	数量	単位	備考
	豚	母豚○○号	10	頭	♀７頭，♂３頭
	牛乳	１１頭	175	kg	
	鶏卵	７５２羽	435	個	
	瓶詰牛乳	生牛乳１６９kg	900	本	１８０cc入
	かんらん	○号園	50	kg	
	水稲もみ	○号園１０a	400	kg	

処分の部	品名	数量	単位	処分の内容							備考
				飼料	加工	廃棄	売却				
							数量	単価	金額	買受人	
	牛乳	175	kg								
	〃			6							子牛哺乳
	〃				169						瓶詰加工
	鶏卵	200	個				11kg(200)	210	2,310	○○○○	
	瓶詰牛乳	630	本				630	13	8,190	○○○○ほか	
	かんらん	50	kg				50	30	1,500	○○○○ほか	

1　この処理票は，当日の生産物の処理状況を記録するもので，原則として生産の部欄は生産に従事する職員が，処分の部欄は出納員等が記載するものである。また，物品出納簿（生産物の部）は，この処理票により記載し，記載後この処理票の出納簿記帳欄に押印しておくこと。
2　決裁欄は，必要に応じ関係職員が押印すること。
3　生産の基礎欄は，当該生産物が生産された圃場又はハウス，家畜の名号等を記載すること。
4　この処理票は，1日分を集合して作成するほか，生産に従事する職員ごとに作成できること。
5　この処理票は，1枚ごとに№○○を付し，番号順に整理して保存すること。